

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6 月 24 日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市北区麻生町4丁目12番8号

札幌重機工業株式会社

氏 名 代表取締役 高橋 朋希

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-792-7131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	札幌重機工業株式会社
事業場の所在地	札幌市北区麻生町4丁目12番8号
計画期間	2025年 4月 1日～ 2026年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	解体工事業・とび・土工工事業・ 土木工事業・水道施設工事業
② 事業の規模	売上高 1,110,69万円 資本金 20,00万円
③ 従業員数	17名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類―収集運搬業者に委託―中間処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず類―自社収集運搬及び収集運搬業者に委託―中間処理業者に委託し、燃料用チップとして再資源化 鉄くず類―現場にて分別し、再生処理業者へ売却―再利用

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
工事部長→各現場→(各現場代理人)→事務所 (集計・マニフェスト5年保管)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (6 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき	木くず
	排出量	13392.73 t	668.32 t
	(これまでに実施した取組) 作業開始前の説明 (現場) 種類別に分別収集する		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき	きくず
	排出量	13000.0 t	800.0 t
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底 リサイクル可能なものは再利用		
③			
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設リサイクル法の定める手順を遵守 分別解体→特定品目(木くず、コンクリート、ボード、鉄くず)は分別し、再資源化施設へ搬入委託処理		

		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	② 計画	建設リサイクル法の定める手順を遵守 分別解体→特定品目(木くず、コンクリート、ボード、鉄くず)は再資源化施設へ搬入委託処理 混合廃棄物にいても、可能な限り分別する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
	① 現状	【前年度（ 年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
		(これまでに実施した取組)	
		該当なし	
	② 計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
		(今後実施する予定の取組)	
		該当なし	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	① 現状	【前年度（ 年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
		(これまでに実施した取組)	
	該当なし		
	② 計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t

	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず類
	全 処 理 委 託 量	13392.73 t	668.32 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	367.71 t	482.14 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	13025.02 t	186.18 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t

		(これまでに実施した取組) 事前に各処理施設と委託契約を締結。
--	--	---

(第5面)

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず類
	全 処 理 委 託 量	13000.0 t	800.0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	5000.0 t	500.0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	8000.0 t	300.0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 事前に各処理施設と委託契約を締結する。 現場での分別解体を徹底し再資源化施設へ処理を委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請け完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによつて減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[illegible]